

洋上風力発電事業について

～最新の情報を随時お知らせします～



胎内市沖への洋上風力発電の誘致促進が新たな段階へ…

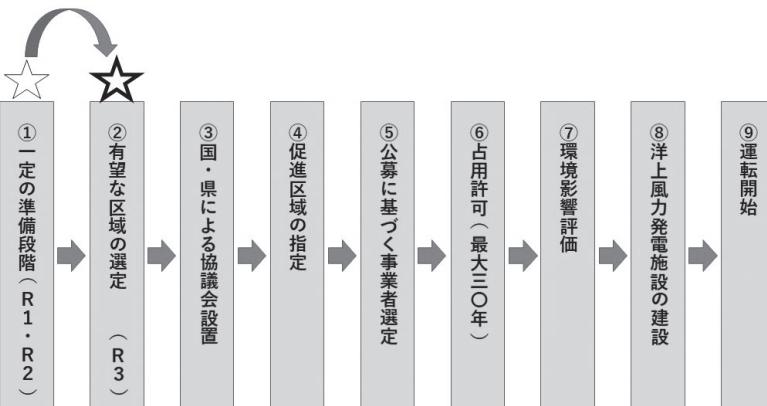
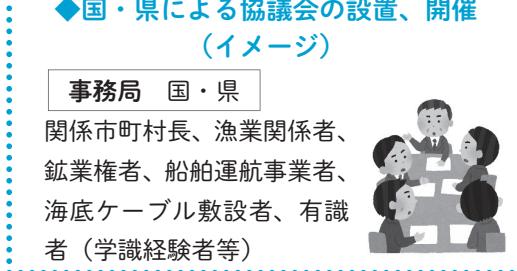
9月13日、国による令和3年度の有望な区域の選定等において、「胎内市・村上市沖」が選ばれました。

洋上風力発電が立地するためには、国により法律^{*}に基づく促進区域に指定されることが必要となります。これはその前段にあたるものです。

今後、国・県による法律^{*}に基づく協議会が設置され、促進区域指定に当たっての利害関係者との調整、公募に当たっての留意点等についてさらに具体的な協議が行われることになります。

先行している他地域の協議会では、1年程度かけて協議が行われ、関係者の合意が得られた場合に、次の国による促進区域の指定の手続きに進んでいます。

※海洋再生可能エネルギー発電設備の整備
に係る海域の利用の促進に関する法律



有望な区域の選定を受けて～市長コメント～

胎内市では、これまで新潟県および村上市とともに、市民の皆さんを始め漁業関係者や期成同盟会等からの御理解も得ながら洋上風力発電施設の誘致促進に取り組んできました。

この度、有望な区域として選定されたことは大変喜ばしく、今後は、促進区域に指定され、一日も早く立地が現実のものとなるよう、なお一層力を尽くしてまいります。

国では2050年のカーボンニュートラル実現に向けた動きを加速化させています。

本市においては、その動きと呼応し、全市を挙げて地球温暖化対策として、再生可能エネルギー施策としての洋上風力発電の実現に向けて先進的に取り組み、持続可能なまちづくりを進めていきたいと思います。

胎内市長 井畠 明彦



トピック 市の取組

国に対して要望書を提出しました！

6月、市および胎内市洋上風力発電事業誘致促進期成同盟会は連名で、国に対して洋上風力発電事業に関する要望書を提出しました。

《要望の主旨》

「胎内市・村上市沖」において洋上風力発電を導入することができるよう、早期に本海域を有望な区域として選定し、促進区域への指定に向けて協議会の設置および協議を円滑に進めることを求めるもの。

提出先：経済産業省資源エネルギー庁、国土交通省港湾局

